

(平成25年7月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成18年7月31日は20万円、同年12月29日は25万円、19年7月31日は30万円、同年12月31日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月31日  
② 平成18年12月29日  
③ 平成19年7月31日  
④ 平成19年12月31日

私は、A社に勤務しているが、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④については、申立人が所持する賞与支給明細書から、申立期間②については、B市が発行した平成19年度（平成18年分）所得回答書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書及び所得回答書から確認又は推認できる賞与支給総額から、申立期間

①は 20 万円、申立期間②は 25 万円、申立期間③は 30 万円、申立期間④は 35 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成18年7月31日は36万9,000円、同年12月29日は42万円、19年7月31日は47万円、同年12月31日は45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月31日  
② 平成18年12月29日  
③ 平成19年7月31日  
④ 平成19年12月31日

私は、A社に勤務しているが、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が所持する平成19年度（平成18年分）給与支払報告書及び預金通帳の振込額から、申立期間③及び④については、A社が保管する平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与支払報告書、預金通帳及び所得税源泉徴収簿から確認又は推認できる賞与支給総

額から、申立期間①は 36 万 9,000 円、申立期間②は 42 万円、申立期間③は 47 万円、申立期間④は 45 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとされていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで  
厚生年金保険の記録によると、申立期間の記録が欠落しているが、C社（現在は、D社）及びグループ会社であるA社B工場に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のC社の社会保険事務担当者及び同僚の証言により、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の社会保険事務担当者が、「給与計算の締め日に当たる昭和35年12月20日付けで資格喪失の届出を行い、同年12月の保険料は異動先のA社で納付してもらうことを想定していたが、両社間の異動に伴う事務引継ぎが適切に行われていなかった。」と証言していることから、同年12月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和36年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人を含む 34 人が昭和 35 年 12 月 20 日に C 社において被保険者資格を喪失し、36 年 1 月 1 日に A 社 B 工場において同資格を取得していることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 35 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は15万円に、同年12月15日及び16年7月15日は17万円に、同年12月15日は18万円に、17年7月15日は15万円に、同年12月15日は9万8,000円に、18年6月20日、同年12月20日、19年6月20日、同年12月20日及び20年6月20日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月15日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年7月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年7月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月20日  
⑧ 平成18年12月20日  
⑨ 平成19年6月20日  
⑩ 平成19年12月20日  
⑪ 平成20年6月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年から20年までの給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び申立人が所持する申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る賞与支給明細書により、申立人は申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿及び賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は15万円に、申立期間②及び③は17万円に、申立期間④は18万円に、申立期間⑤は15万円に、申立期間⑥は9万8,000円に、申立期間⑦から⑩までは10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 58 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、60 年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、B 社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、昭和 58 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、60 年 4 月 1 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、A 事業所は、時期は不明であるが、小売店の店主及び従業員を当事業所において厚生年金保険に加入させていたことがある旨回答している。

さらに、B 社の元事業主の妻で同社の元取締役は、A 事業所は仕入先であり、B 社は小売店だった旨回答している。

加えて、オンライン記録により、B 社の元事業主及び上記の元取締役は、申立期間当時、A 事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 58 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格

を取得し、60年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所  
に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、  
9万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年3月26日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管している申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日は、昭和38年4月1日と記載されていることから、事業主は、A社C事業所に係る被保険者資格取得日

を同年4月1日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8500

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から同年4月1日まで  
私は、A社に昭和49年4月1日から平成24年3月31日まで勤務し、50年3月1日に同社B支店に異動したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の社会保険被保険者台帳、同社の回答、申立人の雇用保険の加入記録及びD国民健康保険組合の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年3月1日に、同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和50年4月1日となっていることから、申立てどおりの届出は行っていない。」と回答していることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申

立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川国民年金 事案 7081 (事案 7007 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和57年に、社会保険事務所(当時)で国民年金に再加入する手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、同事務所で、同年2月18日に遡ってまとめて納付した。その際、同事務所の職員から、国民年金保険料現金領収証書に記載されている55年1月から同年3月まで(54年度)の期間の保険料は、54年1月から同年3月まで(53年度)のものであると説明されたことを憶<sup>おぼ</sup>えている。

前回の申立てについての委員会の判断では、「申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。」としているが、申立期間の保険料が未加入による未納とされていることに納得できないため、再度申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立人は、所持している昭和57年2月18日付けの国民年金保険料現金領収証書に記載されている55年1月から同年3月まで(54年度)の期間の国民年金保険料は、54年1月から同年3月まで(53年度)のものであるため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できないと主張しているが、i) 申立人が所持している国民年金保険料領収証書には、55年1月から同年3月までの実際の保険料額である9,900円の記載があり、申立期間の保険料を納付した場合の保険料額8,190円と相違していること、ii) 当該領収証書に記載されている保険料の納付月及びオンライン記録の保険料の納付月が一致していること、iii) 当該領収証書の記載事項により、56年6月に払い出された国民年金手帳記号番号で57年2月18日に保険料が納付されたことが確認でき、同年同月同日の時点において、申立期

間は時効により保険料を納付することができない期間であること等から、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 25 年 2 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等の提出はなく、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7082 (事案 2135 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年10月まで

私は、市の職員として勤めていたときに、何年頃か記憶に無いが、国民年金に新しい制度ができ、夫が会社で厚生年金保険に加入している妻でも国民年金に加入できると聞いたので、国民年金の加入手続を行い、職場の上司に月額約1,000円の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入による未納とされていたので、第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、申立期間の私の国民年金保険料の納付について再度調査して私の年金記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てにおいて、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月に払い出されていることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったと考えられること、ii) 申立人が、申立期間中、職場の上司に毎月納付していたとする保険料額は、実際の保険料月額と大きく乖離していること、iii) 申立期間当時の申立人が勤務していた職場の関係者は、当該納付金には保険料は含まれていなかった旨証言していること等から、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年6月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、再調査し、申立人の申立期間の納付記録を訂正してもらいたいと主張しているが、申立人が当該期間当時勤めていた職場の関係者から、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していた

ことをうかがえるような具体的な証言を得ることができず、申立人からも申立人が当該期間について保険料を納付していたことを示す新たな資料等の提出も無い。

そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7083

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 1 月に会社を退職したので、同年 2 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を区役所の窓口や同区役所内の金融機関で、62 年 9 月に別の会社に就職するまで納付していた。しかし、時期は憶<sup>おぼ</sup>えていないが、保険料を納付することができなかった期間があったので、同年同月頃、区役所で国民年金の被保険者資格の喪失を行うと同時に、遡れる期間の未納となっていた保険料を母親からお金を借りて区役所内の金融機関の窓口で遡ってまとめて納付した。その納付した保険料額は、10 万円を超え 15 万円までぐらいだったと思う。

私は、国民年金保険料を未納が無いように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 2 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を同区役所窓口や区役所内の金融機関で納付していたと述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続時期は 60 年 12 月と推認でき、オンライン記録においても、申立人の国民年金被保険者資格取得届の処理日は、61 年 1 月 18 日と確認できること、ii) 申立人の推認される加入手続時点において、申立期間の保険料を納付するには過年度納付することとなるが、申立人の居住する市では区役所窓口及び区庁舎内の銀行派出所では、過年度の保険料を納付することはできなかったことから、国民年金の加入手続時期及び保険料の納付場所が申立人の主張と一致しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料をその主張どおりに納付するた

めには、別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、当該期間の前後を通じて同一住所地に居住している申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、自身が遡って納付したとする国民年金保険料の未納期間について憶<sup>おぼ</sup>えておらず、当該未納期間の保険料に相当する金銭を貸したとするその母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、納付状況が不明である上、オンライン記録の申立人の保険料の収納年月日を見ると、申立人が遡ってまとめて保険料を納付したとする昭和 62 年 9 月当時、時効にかからない期間内において、申立人の保険料が未納となっていた期間は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から49年3月まで

私は、私が20歳となった昭和43年\*月頃は、国民年金制度も確立していたため、私の母親や2番目の姉が国民年金に加入したときのように、過去に遡って国民年金保険料を納付する必要もなく、強制加入期間の最初から保険料を納付することができて良かったと思ったことを記憶している。

私は、母親が申立期間の国民年金保険料を、自宅に来ていた集金人に、2番目の姉の保険料と一緒に納付してくれていたことをはっきり憶<sup>おぼ</sup>えており、その姉の当該期間の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとするその母親は既に他界して証言を得ることができないことに加え、母親と一緒に納付していたとする2番目の姉も、申立人の加入手続の時期や保険料の納付を開始した時期を記憶していないことから、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を遡ることなく納付してくれていたと主張しているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格記録等により、昭和49年3月ないし同年8月と推認されることから、同加入手続時点においては、申立期間の大半は遡って納付することとなるため、強制加入期間の当初から保険料を納付することができたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和49年3月ないし同年8月の時点においては、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人の主張する加入手続時点から国民年金手帳記号番号が払い出されている時点まで同一住所地に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていた事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（労働者年金保険を含む。）の被保険者として厚生年金保険料（労働者年金保険料を含む。）を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 20 年 11 月 1 日から 23 年 1 月 1 日まで

申立期間①は、A社に、一般事務職としてではなく、B職として、申立期間②は、C社D工場に現場事務員として勤務していたが、申立期間①及び②が、労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者となっていない。

調査の上、申立期間を労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人の資格取得日は、昭和 19 年 5 月 1 日と記載され、また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳の資格取得日は、同年 6 月 1 日と記載されていることから、申立人は、申立期間①において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間①については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であるところ、前述の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人の欄及び厚生年金保険被保険者台帳には、労働者年金保険法中改正法律（昭和 19 年法律第 21 号）により新たに厚生年金保険の被保険者となった者であることを示す「改」が表示されていることが確認できることから、当該期間当時、申立人は労働者年金保険の被保険者ではなく、昭和 19 年 5 月 1 日に健康保険の被保険者資格のみを取得し、同年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出された後、労働

者年金保険から厚生年金保険への移行準備期間を経て、同年 10 月 1 日から厚生年金保険被保険者となったと考えられる。

また、A社は、既に解散している上、当時の事業主の所在も不明であるため、申立人の保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している上司は既に亡くなっている上、当時、A社に在籍していた複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び保険料控除をうかがわせる回答は得られない。

申立期間②について、申立人は、C社D工場に勤務するに至った経緯を詳細に述べていることから、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C社D工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 23 年 1 月 1 日であり、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である上、同社本社（新規適用日は昭和 22 年 11 月 1 日）の健康保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

また、C社は既に解散している上、当時の事業主の所在も不明であるため、申立期間②の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②における同僚の名前を記憶していない上、C社D工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 23 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、既に亡くなっているか、所在が不明であるため、申立期間②の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月又は 9 月から約 3 か月

私は、申立期間において、A社で正社員として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料は保管していない。」と回答していることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は無い一方、申立人とは同期入社であったと供述している複数の同僚には、同社における厚生年金保険の被保険者期間と一致する雇用保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は、「正社員として入社したが、試用期間中に退社した。」と供述しているところ、同僚の一人は、「申立期間当時、A社では、試用期間の2、3か月は雇用保険及び厚生年金保険に加入させない取扱いであった。」と供述している。

加えて、A社が加入しているB健康保険組合及びC基金は、「申立人の被保険者記録は無い。」と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料は所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関

連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。